

令和5年第3回定例会
(1日目)

津別町議会会議録

令和5年第3回 津別町議会定例会会議録

招集通知 令和 5年 2月 27日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和 5年 3月 7日 午前 10時 00分

延会日時 令和 5年 3月 7日 午後 1時 59分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 山 内 彬

議員の応招、出席状況

議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況
1	篠 原 眞稚子	○	○	6	巴 光 政	○	○
2	渡 邊 直 樹	○	○	7	佐 藤 久 哉	○	○
3	小 林 教 行	○	○	8	高 橋 剛	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	山 内 彬	○	○
5	山 田 英 孝	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	近野 幸彦	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊藤 泰広	○	生涯学習課長	石川 波江	○
総 務 課 長	松木 幸次	○	生涯学習課長補佐	谷口 正樹	○
防災危機管理室長	中橋 正典	○	農業委員会事務局長	迫田 久	○
住民企画課長	小泉 政敏	○	選挙管理委員会事務局長	松木 幸次	○
住民企画課参事	加藤 端陽	○	選挙管理委員会事務局次長	丸尾 達也	○
住民企画課長補佐	菅原文 人	○	監査委員事務局長	千葉 誠	○
保健福祉課長	森井 研児	○	監査委員事務局次長	丸尾 達也	○
保健福祉課長補佐	仁部 真由美	○			
保健福祉課主幹	向平 亮子	○			
保健福祉課主幹	丸尾 美佐	○			
産業振興課長	迫田 久	○			
産業振興課長補佐	渡辺 新	○			
建設課長	石川 勝己	○			
建設課長補佐	斉藤 尚幸	○			
会計管理者	宮脇 史行	○			
総務課庶務係長	坂井 隆介	○			
住民企画課財政係長	小西 美和子	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	千葉 誠	○	事 務 局	安瀬 貴子	○
総 務 係 長	土田 直美	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	1番 篠原眞稚子 2番 渡邊 直樹
2			会期の決定	自 3月7日 11日間 至 3月11日
3			諸般の報告	
4			町政方針	
5			教育行政方針	
6			行政報告	
7	同意	2	オホーツク町村公平委員会委員の選任について	
8	〃	3	津別町農業委員会委員の選任について	
9	発議	1	津別町議会の個人情報保護に関する条例の制定について	
10	議案	7	津別町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について	
11	〃	9	津別町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について	
12	〃	8	津別町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	10	津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
14	〃	11	津別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
15	〃	12	津別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
16	〃	13	津別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
17	〃	14	津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
18	〃	15	津別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	
19	〃	16	津別町高齢者等緊急通報システム事業の実施に関する条例の制定について（全部改正）	
20	〃	17	津別町農業新規参入者誘致条例の一部を改正する条例の制定について	
21	〃	18	津別町起業等振興促進条例の一部を改正する条例の制定について	
22	〃	19	津別町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
23	〃	20	津別町図書館建設検討委員会設置条例を廃止する条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
24	議案	21	津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（津別町相生総合交流ターミナル施設）	
25	〃	22	津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（津別 21 世紀の森キャンプ場、つべつグレステンスキー場）	
26	〃	23	津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（津別町堆肥製造施設）	
27	〃	24	津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（津別町木質バイオマスセンター）	
28	〃	25	津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（津別町大通地区コミュニティ施設）	
29	〃	26	令和 4 年度津別町一般会計補正予算（第 11 号）について	
30	〃	27	令和 4 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について	
31	〃	28	令和 4 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について	
32	〃	29	令和 5 年度津別町一般会計予算について	
33	〃	30	令和 5 年度津別町国民健康保険事業特別会計予算について	
34	〃	31	令和 5 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計予算について	

日程	区分	番号	件名	顛末
35	議案	32	令和5年度津別町介護保険事業特別会計予算について	
36	〃	33	令和5年度津別町簡易水道事業会計予算について	
37	〃	34	令和5年度津別町下水道事業会計予算について	
38	報告	1	例月出納検査の報告について（令和4年度11月分、12月分、1月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまより令和 5 年第 3 回津別町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

1 番 篠原 眞稚子 さん 2 番 渡邊 直樹 君

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会委員長より会期について報告の申し出がありますので、これを許します。

4 番、村田委員長登壇願います。

○4 番（村田政義君）〔登壇〕 ただいま上程されました会期について、議長より指名を受けましたので、議会運営委員会における協議の結果について報告いたします。

3 月 1 日の議会運営委員会において、本件について協議を行いました。本定例会における議案の件数は同意案件 2 件、発議案 1 件、条例案 14 件、単行議案 5 件、補正予算案 3 件、新年度予算案 6 件、報告 1 件の計 32 件の内容であります。これに要する会期については当委員会にて検討した結果、お手元に配付しました会期予定表のとおり、第 3 回定例会の会期は 3 月 7 日から 3 月 17 日までの 11 日間と決めました。

議員各位におかれましては、議会運営に特段のご協力をお願い申し上げ、委員会としての報告といたします。

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、本定例会の会期は本日から3月17日までの11日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から3月17日までの11日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（千葉 誠君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本定例会に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により一部に異動があります場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎町政方針

○議長（鹿中順一君） 日程第4、町政方針を行います。

町長から、町政方針に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君）〔登壇〕 本日ここに令和5年度予算のご審議をいただき、第

3 回津別町議会定例会の開会にあたり、町政執行に対する所信を述べさせていただき、町議会並びに町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

さて、今年の町長選挙に臨み、「第6次総合計画(令和2年度から令和11年度)」が描く未来の町の姿に到達できるよう着実に町政を推進することとし、公約として大きく四つの項目を掲げさせていただきました。公約の実現に向け、一つ一つなすべきことをなしてまいり所存であります。

2 公約の推進

公約の一つ目の「町民の皆さんと協働のまちづくり」ですが、まずは「まちづくり基本条例」制定に向けての研修会の開催を予定しております。自治体の憲法といわれる「まちづくり基本条例」とは何かを、改めて町民の皆さんとともに学習し、策定する必要性を理解した上で、協働による策定づくりを目指すものです。

二つ目の「少子化・高齢化社会のまちづくり」についてですが、まずは少子化対策として、学校給食費第3子からの無償化、さらに第1子及び第2子は1食200円の定額負担とし、全員無償化に向けた検討も行っていきます。また、子どもたちの遊び場である河岸公園の遊具を、年数をかけながら更新していきます。さらに、障がい者の働く場の拡大として、まずは公的施設の清掃業務を委託していきたいと考えております。

三つ目の「地域経済活性化のまちづくり」についてですが、移住定住の促進や農家戸数の確保のため、起業等振興促進事業、農業新規参入者誘致事業の見直しとともに、必要とされる住宅の確保に向けた事業を行ってまいります。また、観光施策としての上里地区の一部を阿寒摩周国立公園に編入されるよう働きかけを行ってまいります。ふるさと納税に関しても、まちづくり会社とともに新たな返礼品を企画し、さらなる寄附額の増額を目指します。

四つ目の「中心市街地活性化のまちづくり」についてですが、庁舎及び大通棟の外構整備等を行ってまいります。計画に位置付けられているまちなか再生事業を、今後も住民の皆さまとともに持続可能な住みよい町を目指し、着実に歩みを進めてまいります。また、市街地内にある町有地を住宅地として低価格で譲渡していきます。

3 地域振興

人づくりの推進につきましては、人づくり・まちづくり活動支援事業により、引き続き町民及び団体の自主的活動を支援してまいります。また、北海道大学公共政策大学院の学生を中心とした課外活動団体HALCCと津別高校との高大連携事業及び大学生らの独自の取り組みを強化し、次世代の人材育成と町のPR活動に取り組んでまいります。

花のまち推進につきましては、町民や来町者への快適な生活環境や豊かな景観を生み出すためにも、花のまち推進協議会やフラワーマスター連絡協議会等と連携し、この運動の継続に必要な方策と新たな展開について検討してまいります。

指定管理制度により運営している宿泊施設「ランプの宿森つべつ」と「みいとインつべつ」は、長期にわたる新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、非常に厳しい営業が続いています。「みいとインつべつ」は、今年度が指定管理期間の最終年となりますが、運営のさらなる継続と利用拡大が図られるよう支援を行ってまいります。また、町内唯一の温泉施設であり観光拠点施設でもある「ランプの宿森つべつ」については、ネイチャーセンターと連携したアクティビティの充実による魅力づくりへの支援とともに、インバウンド需要の回復と国内需要掘り起こしのためのPRを行ってまいります。

観光につきましては、町内に点在する観光スポットのさらなる知名度の向上と、施設の新たな活用方法を検討することに加え、総合計画に位置づけられたエコツーリズム推進事業に取り組み、アフターコロナに向けて魅力ある施設の活用方法を準備してまいります。また、観光協会に対しましては、NPO法人として一層の主体性の発揮と新たな観光振興策の発展に向けて、運営基盤の安定に向けた支援とコロナ禍で中止していたイベントの復活・再開するための助成・協力を行います。

姉妹都市の南アルプス市、友好都市の台湾彰化県二水郷、そして船橋市との交流につきましては、今後とも行政・団体・子どもたちを含む町民など、さまざまな層とのつながりを深め交流の輪を広げてまいります。なお、二水郷中学生との相互交流事業につきましては、本年度は津別町が受け入れる年であります。また町としては、昨年、

二水郷との友好都市提携 10 周年を迎えたこともあり、コロナ禍でしばらく実現できなかった行政レベルでの訪問を予定しております。

本町の応援団である東京つべつ会につきましては、コロナ禍のため、3年連続で総会が中止となっておりますが、役員の方々と開催に向けて協議をするとともに、引き続き会員の実態を把握し、新たな会員の拡大と運営内容の充実を図ってまいります。

移住、定住対策につきましては、津別に興味を持つ方にとって最初の相談窓口にもなっている移住・定住サポートデスクの設置により、移住者の獲得や関係人口の創出など着実に成果をあげており、引き続き利用者に寄り添ったサポート業務ときめ細かな対応を図ってまいります。また、移住者向け総合サイト「チャレンジ・ツベツ」、求人求職マッチングサイト「ワークインツベツ」、住まいの情報サイト「津別町空き家バンク」の情報更新を適宜行い、利用者視点でのサービスの充実に努めてまいります。

北見地域定住自立圏形成協定による取り組みにつきましては、具体策を示す共生ビジョンに基づき、今後とも圏域の1市4町が連携協力し、互いに役割分担を行いながら生活機能の確保や地域住民の利便性の向上など、圏域全体の活性化を図ることを目的として、各分野において具体的な取り組みを進めてまいります。

4 行政改革と機構改革

行政改革につきましては、「津別町行政改革推進計画(令和2年度から令和11年度)」に基づき、今後も行政改革推進本部において各取り組みの検討、進捗管理を行いながら、地域経済の活性化と持続可能な行政経営を進めるための計画として推進してまいります。

機構改革につきましては、絶えず現制度の検証作業を行い、町民に対するよりよいサービス提供のため、組織の活性化を目指してまいります。

また、人事評価制度につきましては、面談を重視し、目標管理型の改善と充実に努め、職員間の意思疎通により連携を図り、職員みずからが能力を高めながら組織力を高め、住民の期待に応えられる職員像を想定しながら、人材育成につながるよう進めてまいります。

5 住民と協働のまちづくり

各単位自治会や自治会連合会において、役員をはじめ会員の皆さまが地域におけるさまざまな課題の解決と安全安心な共同体づくりのため、積極的かつ自主的に活動されていることに対し敬意を表しますとともに、引き続き地域の活動に対し行政の各分野から支援を行ってまいります。

また、地域のコミュニティ活動支援や経済振興の担い手である地域おこし協力隊につきましても、移住・定住も期待できることから、引き続き新規隊員の導入を進め、地域課題の解決や町内での起業・就業の実現、さらに後継者対策や事業継承の一助となるように隊員の活動を支援してまいります。

6 安全・安心なまちづくり

交通安全につきましては、悲惨な交通事故が発生しないように、引き続き交通安全協会とともに取り組みを進めてまいります。

また、防犯活動につきましては、防犯協会をはじめとした地域の方々の見守り活動により、安全で安心な地域づくりが推進されていますことから、今後とも関係機関と連携した取り組みを継続してまいります。

災害対策につきましては、コロナ禍の状況に配慮しながらの住民を対象とした避難訓練や研修会を実施できませんでしたが、住民の防災意識をより一層高めるため、自主防災組織や自治会連合会等と連携した実践的な訓練等に取り組んでまいります。また、避難行動要支援者名簿の見直しや個別避難計画の作成についても、保健福祉関係者や地域の協力をいただきながら進めてまいります。あわせて「津別町地域防災計画」や関連する各種計画やマニュアルについて改訂を行い、関係機関との連携強化や情報共有を図りながら「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に対応できる取り組みを推進してまいります。

7 福祉のまちづくり

令和3年度から実施している重層的支援体制整備事業は、既存の支援機関や地域資源、ノウハウを最大限に活用することにより、介護・障がい・子ども・生活困窮の隔

てなく、本人や世帯が抱える地域生活課題の解決に資する包括的な相談支援を行うこととして取り組み始めたところであり、継続して推進してまいります。

介護福祉人材の確保につきましては、引き続き福祉人材体験セミナーの実施や、外国人介護福祉人材育成支援協議会への参画により、各事業所の人材確保に対して協力してまいります。

高齢者福祉につきましては、ひとり暮らしの高齢者が増加傾向にあることから、引き続き、地域で安心して暮らせる環境づくりのため、高齢者の状況把握訪問や、認知症を早期に発見し専門医や介護サービスへつなぐ「認知症初期集中支援事業」の継続、介護予防の取り組みとしていきいき百歳体操の普及啓発、また生活支援サポート事業を含めた生活支援体制の充実強化を社会福祉協議会等と連携し進めてまいります。

障がい者福祉につきましては、「地域生活の支援体制の充実」と「自立と社会参加の促進」、「バリアフリー社会の実現」の三つを目標に、相談支援体制や権利擁護体制など、北見地域基幹相談支援センターや社会福祉協議会等と連携し、充実強化に努めてまいります。

子育て支援につきましては、母子保健法に基づき、子育て世代包括支援センターによる妊産婦や乳幼児等に対する切れ目のない支援を提供するため、各地域関係者等とのネットワークを構築し、包括的な連携強化に努めてまいります。

国の新たな施策である「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業」により「出産・子育て応援事業」の取り組みを実施し、あわせて児童福祉法改正により設置に努めるとされた「子ども家庭総合支援拠点」や「こども家庭センター」への取り組みができるよう専門職の採用を含め準備を進め、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、関係諸機関との連携強化等にも努めてまいります。

健康づくりにつきましては、社会環境や生活習慣の変化、さらには高齢化の進行に伴い、生活習慣病が増加していることから、健康施策が重要となっています。このことから、重症化リスクの高い方の健康保持・増進を図るほか、健康寿命の延伸や医療費適正化の観点から、訪問指導や健康相談などを引き続き実施し、事業を広く町民に周知して健康増進を図ってまいります。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国の対策や感染状況を見極め、ワ

クチン接種について医療機関や近隣自治体と協力のもと適切に進めてまいります。

地域医療につきましては、公的医療機関の役割を担っていただいています町内唯一の医療機関である津別病院への支援を継続し、地域医療の安定確保に努めてまいりますとともに、病院の老朽化に対する支援等の協議を加速させてまいります。

国民健康保険につきましては、関係部署との連携を図り、重症化予防に取り組み、特定保健指導による医療給付費の縮減や医療費適正化事業とともに、特定健診の未受診者勧奨事業に取り組み、早期発見・健康づくりに、より関心を持ってもらうよう努めてまいります。

後期高齢者医療保険につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合の構成員として、効率的・効果的な取り組みを推進し、適切な制度運営に努めてまいります。

介護保険につきましては、高齢者一人一人が健康で生きがいを持ち、充実した豊かな生活が送れるよう、また、全ての住民が「健康」の大切さを理解し、自分らしい充実した生活を送ることができるよう、介護予防や健康づくり、地域の暮らしを継続するための支え合いの体制整備と、医療・介護の連携による早期発見・早期支援の充実を目指す地域包括ケアシステムを充実してまいります。また、地域住民と協働し、支援を必要とする人を地域で見守り支え合う包括的な支援体制づくりに向け、関係機関・団体と連携し進めてまいります。

町民の皆さまの健康維持増進や生涯いきいきと生活できることを目指し、医療や健診データに基づいた健康づくりや介護予防事業を実践できるよう、より一層確かな分析と事業企画・実践へとつなげるべく国の支援を得て専門職採用等体制を整備し取り組みを進めてまいります。

8 環境に配慮したまちづくり

ごみ処理につきましては、津別町環境衛生推進協議会等と連携し、町民の皆さまのご協力を得ながら、ごみの分別の徹底を図るとともに、生ごみにつきましては、引き続き大空町との広域処理を行い、堆肥化によりごみの減量と再資源化を推進し、循環型社会に向けた取り組みを進めてまいります。

「津別町環境基本計画（平成 26 年度から令和 5 年度）」の推進につきましては、環

境基本計画推進協議会と基本計画等の各種関連施策の進行を検証し、SDGsの精神のもと引き続き環境に配慮したまちづくりを進めてまいります。

9 産業の振興

コロナ禍の拡大に続き、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻による資源高や為替市場の円安に伴い、地域産業全体は甚大な影響を受けております。このような状況下において、各種事業者が必要とする事業継続・事業再構築等のための支援を実施してまいります。

農業の振興につきましては、関係機関と連携を強くしながら、農業経営体の経営体質と生産基盤の強化を図り、農業新規参入者誘致事業を見直すとともに、農業経営体を支える営農支援組織の育成を行うなど、効率的かつ安定的で多様な農業経営を育成及び確保に努めてまいります。また、SDGsの目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、環境と調和した農業を推進いたします。

農業経営基盤の強化を促進するため、津別地区国営農地再編整備事業（平成27年度から令和6年度）及び津別1地区道営土地改良事業（水利施設等保全高度化事業、令和3年度から令和7年度）による農業生産基盤整備を通じて、農地の大区画化及び生産性の向上を推進するとともに、津別2地区道営土地改良事業（水利施設等保全高度化事業、令和4年度から令和10年度）により営農用水の導入を推進し、農業水路等長寿命化・防災減災事業（令和5年度から令和7年度）により既存農業用施設の長寿命化を図り、効率的かつ安定的な農業経営を目指し、経営発展を図っていく上での条件整備を図ります。

有害鳥獣対策につきましては、町、JA、猟友会、農業者等の連携のもと、鳥獣被害防止総合対策事業を継続実施するほか、猟友会に対しましては、狩猟免許等取得支援制度補助金を推進し、担い手確保に取り組んでまいります。

林業の振興につきましては、森林所有形態の変化や林業従事者の減少・高齢化の中で、労働条件の軽減や施業・生産コストの低減等による生産性の向上や木材の安定供給を図るため、森林所有者、森林組合及び国有林等の関係者と連携しながら、その対策について計画的かつ総合的に推進するとともに、地域材付加価値向上利用促進事業

を実施し、地域林業の付加価値の向上を目指します。また、丸玉木材株式会社様からの寄附による丸玉木材森づくり基金を有効に活用し、地域林業の活性化に努めるとともに、森林環境譲与税を活用した事業の充実を図ってまいります。

森林バイオマス資源などの活用につきましては、「津別町モデル地域創生プラン」に基づき整備をした「木質バイオマスセンター」の安定した運営のために、林地未利用材等の有効活用を推進してまいります。また、木質バイオマスボイラーに更新した木材工芸館キノスの主ボイラー、新規設置の大通地区コミュニティ施設ボイラー及び既設木質ペレットボイラーへ、地域にある未利用資源を再生可能エネルギーとして供給し、「地域内エコシステム」の構築を目指すとともに、脱炭素・資源循環型のまちづくりを推進してまいります。

町民の財産である町有林の管理につきましては、「第14次森林施業計画（平成31年度から令和5年度）」を基本に、森林管理認証の基準に基づき、持続可能な森林経営を推進し、森林の公益的機能の高度発揮や将来の財産形成と地域材の安定供給に努めてまいります。また、「第15次森林施業計画（令和6年度から令和10年度）」策定に向け関係機関との協議を実施してまいります。

商工業の振興につきましては、商工会が取り組んでいます経営改善普及事業や各種振興対策事業、さらにコロナ禍における経済の変化に対応していく支援を続けるとともに、起業等振興促進事業をはじめとする各種補助制度や融資制度により、町内企業の経営安定化と活性化、さらに起業者の支援に努めてまいります。

また、各産業における人材確保と若者の生活安定のため、町内に新規に就職して居住する者が返還する奨学金に対する支援事業を継続するとともに、対象が広がったUIJターン新規就業支援事業を活用した移住・定住のさらなる促進と、創業しやすい環境整備に取り組んでまいります。

10 社会資本の整備

建築施設や道路、水道など公共施設全般の管理につきましては、「津別町公共施設等総合管理計画（平成29年度から令和28年度）」に基づき、優先順位をつけて老朽化した施設の取り壊しを行うとともに、施設の改修や更新にあたっては、その時々有利

な財源を活用して進めてまいります。

町道の舗装補修工事につきましては、「津別町舗装修繕計画（平成 31 年度から令和 10 年度）」に基づき修繕を進めており、本年度は岩富地区町道 350 号線について、補助事業分の工事を行います。また、大通地区コミュニティ施設のバスレーン整備に伴い、町道 31 号線改修工事を行います。

歩道の修繕工事につきましては、「津別町歩道修繕計画（令和 4 年度から令和 13 年度）」に基づき、順次歩道補修を行っており、本年度は町道 16 号線について補修工事を行います。

橋梁の整備につきましては、「橋梁長寿命化修繕計画(令和 5 年度から令和 14 年度)」に基づき補修を進めており、本年度は町道 103 号線緑栄橋ほか 1 橋の工事を行うとともに、令和 4 年度からの繰越事業となります町道 211 号線清流橋の補修設計ほか 2 橋の補修設計を行います。このほか、5 年ごとの橋梁点検につきましては、町道 355 号線拓新橋ほか 15 橋について実施いたします。

道道津別陸別線の線形改良・拡幅につきましては、早期に整備が進められるよう引き続き要望してまいります。

国道 240 号につきましては、架け替え工事を進めていた北釧橋が完成、供用開始となりましたが、引き続き残る登坂車線の早期整備と布川地区のわだち改修につきまして要望してまいります。

北海道が管理する一級河川網走川の改修につきましては、令和元年度より共和地区で工事が再開されており、計画地区の早期完成について引き続き要望してまいります。

住宅に関しましては、継続しているふるさと定住促進事業により新築助成、中古住宅購入助成、住宅改修助成を引き続き実施して住環境の向上を図るとともに、地域経済の活性化につなげてまいります。また、本年 3 月に改訂版として策定しました「津別町空き家等対策計画(令和 5 年度から令和 9 年度)」に基づき、引き続き空き家に関する施策を総合的かつ計画的に実施してまいります。また、令和 4 年度から 4 カ年計画で実施しております豊永団地の外壁等改修工事につきましては引き続き本年度も実施し、適宜内部改修を行い世帯向けの住宅要望に対応してまいります。

水道事業につきましては、「津別町新水道ビジョン(平成 29 年度から令和 8 年度)」

に基づき、昨年度より2カ年計画で進めている高台低区配水池更新工事について、今年度の竣工に向け進めてまいります。

下水道事業につきましては、本年度から地方公営企業法を適用させ、企業会計により財政運営を行うことといたします。本年度予定する主な事業は、「津別町下水道ストックマネジメント計画（平成31年度から令和5年度）」に基づく下水道管理センターの機械・電気設備改築更新工事、下水道管理センター建築改修工事及びマンホールポンプ所通信設備改修工事を行います。

交通インフラであります地域公共交通につきましては、まちバスや市街地巡回線コミュニティバスの花バスにつきまして、利用者の求めに応じて見直しを含めた柔軟な対応をしております。また、新しくなります交通ターミナルを中核施設として、生活に必要な不可欠な北見市や美幌町とのバス路線の維持に努めてまいります。

11 財政運営と各会計の予算規模

令和5年度の地方財政計画は、歳入における一般財源では、総額として前年を上回る額が確保され、地方交付税は前年度比1.7%、3,073億円増の18兆3,611億円となりました。歳出では、まち・ひと・しごと創生事業費から名称を変更した地方創生推進費、地域社会再生事業費、地域デジタル社会推進費が昨年度と同額が措置され、新たにマイナンバーカード利活用特別分として500億円が追加となり、社会保障の充実や地方創生の推進、マイナンバーカードの活用とデジタル化社会の加速など、活力ある地域社会の実現に向けて所要額が計上されたところです。

このような中、本町の令和5年度予算編成につきましては、住民生活に密着する医療、福祉施設の充実、将来にわたり持続可能なまちづくりに向けた計画的な施策とともに、緊急性と住民要望の高い事業を選択して予算編成を行い、その結果、本年度の一般会計予算の総額は、前年度比8.9%減の64億8,100万円となりました。これは、まちなか再生事業に係る大通地区コミュニティ施設整備事業及び木質バイオマスセンター整備事業の減が大きな要因となったものであります。

以上により編成しました令和5年度各会計予算は、
一般会計、64億8,100万円（前年度比8.9%減）。

国民健康保険事業特別会計、6億2,200万円（前年度比8.9%減）。

後期高齢者医療事業特別会計、1億870万円（前年度比17.0%増）。

介護保険事業特別会計、6億4,450万円（前年度比0.8%減）。

簡易水道事業会計、5億5,450万円（前年度比51.0%増）。

下水道事業会計8億3,010万円（前年度比皆増）。

合計92億4,080万円（前年度比3.0%減）となりました。

なお、下水道事業会計は特別会計から地方公営企業法を適用する企業会計へ移行したことにより、前年度比は皆増となっております。また、6会計総体予算額の前年度比につきましては、昨年度の下水道事業特別会計を含めた比較となります。

12 結び

令和5年度予算は、4年目となる「津別町第6次総合計画」や総合戦略、福祉、障がい者等の各種計画を基本に編成したものであります。特に、第6次総合計画につきましては、総合計画推進委員会による検証が行われており、推進委員会よりいただいたご意見やご提言をしっかりと受け止め、10年後に目指す津別町の将来像「暮らしたい、魅力あふれるエコタウン」に到達できるように着実に取り組みを推進してまいり所存であります。

いまだ新型コロナウイルスの収束を迎えないこと、世界情勢が不安定な状況であること、デジタル化社会をさらに加速させる必要があることなど、初めて迎えることが多い中、コロナウイルスとの共存という時代とともに、社会構造の変化に乗り遅れることなく、本年度も職員と一丸となり、町づくりに取り組んでまいりますことをお誓いし、令和5年度の町政方針とさせていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長(鹿中順一君) 以上で町政方針を終わります。

◎教育行政方針

○議長(鹿中順一君) 日程第5、教育行政方針を行います。

教育長から、教育行政方針に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

教育長。

○教育長（近野幸彦君）　〔登壇〕　1　はじめに、令和5年第3回津別町議会定例会の開会にあたり、教育委員会の所管事業に関する主要な方針について申し上げます。

人口減少、少子高齢化の進行に加え、ICTやグローバル化の進展などにより、人々の生活様式や価値観が大きく変わり、これまでの知識や経験だけでは乗り越えることのできない難しい時代になっております。

このような中、さまざまな困難に立ち向かうためには、自分自身を見つめ、他者を尊重し、協働しながら社会の変化を乗り越え、一人ひとりが豊かな人生を送ることができる持続可能な社会をつくることが肝要です。ICTなどの新しい技術も最大限に活用しつつ、子どもから高齢者まで、全ての町民が生涯にわたって主体的に学び続けることができるよう教育環境の整備に努めてまいります。

2 学校教育

義務教育における確かな学力の育成につきましては、児童・生徒の発達段階に応じた基礎的・基本的な知識・技能の習得、それらを活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力などに加え、学びに向かう力や人間性の涵養が求められております。高速大容量の通信ネットワークと1人1台端末などのICT環境のもと、学習支援ソフトの導入やデジタル教科書の活用、タブレット端末の持ち帰りやオンライン授業の実施など、これまでの教育実践と最先端のICTの双方のよさを融合させながら、主体的・対話的で深い学びへつなげるため、組織的な検証改善サイクルを確立し、生涯にわたって能動的に学び続ける力を育みます。

特別支援教育の充実につきましては、多様な子どもたちの支援ニーズに応えるため、引き続き、特別支援コーディネーターを核としながら、町採用職員、教育相談員及び学習補助員を配置し、みずからの能力や可能性を最大限に伸ばし、積極的な社会参加を目指せる自立活動や教科学習を支援します。また、特別支援連携協議会を基準に、学校と家庭、地域、関係機関などが長期的な視点で連携して取り組む体制づくりや教職員のスキルアップのための研修を計画的に推進します。

ふるさと教育の実現につきましては、総合的な学習の時間などにおける地域学習に

より、児童・生徒が津別の豊かな自然や産業に触れ、生の体験を得ることにより、ふるさと津別への理解を深め、愛着と誇りに思う気持ちを育みます。また、今年度、新規の取り組みとして、小型旅客機をチャーターし、自分たちの住む町を上空から観望することにより、ふるさと津別を見つめ直し、町の魅力を再発見する「ふるさと教育チャーター事業」を実施します。

木育授業につきましては、木工の専門家を講師に小中学校で実施しておりますが、町の基幹産業の一つである林業や木の文化への理解を深める津別ならではの教育活動でありますので、林業関係者の協力を得ながら継続します。

読書活動の充実についてですが、子どもの読書活動は、感性を磨き、創造力を高める上で欠くことのできないものであり、また、多くの単語に触れ、語彙力を高めることは、全ての学習の土台になることから、「朝読」や「家読」運動を推進するとともに、図書館司書を定期的に学校に派遣し、読書環境を整備する中で、読書習慣の定着化を図ります。

体力・運動能力の向上についてですが、体力はあらゆる活動の源であり、健康の増進のほか、意欲や気力の充実とも大きく関わり、生涯にわたって健やかに生きるための基盤となるものでありますので、新体力テストの活用や分析をもとに、小学校では体育エキスパート教員を中心に体育授業を改善し、子どもたちの体力・運動能力・運動意欲の向上を図ります。

学校給食センターの建て替えについては、基本計画等の協議を終えましたので、基本設計・実施設計に着手し、令和6年度建設、令和7年度供用開始に向けて着実に進めてまいります。また、学校給食費につきましては、子育て支援政策の一環として、第3子から無償とし、第1子、第2子は一律1食200円とします。

食育の推進につきましては、オールつべつ産給食やそのほかにも津別産食材を積極的に取り入れ、地産地消の意義や生産者への感謝の気持ち、さらにはふるさと津別を誇りに思う気持ちを育むとともに、栄養教諭による食育指導を効果的に進めることにより、食に関する正しい理解と望ましい食習慣の定着に向けた取り組みを推進します。

学校段階間の連携・接続の推進についてであります。こども園から高校までの発達段階において能力・個性を伸ばす教育を行うためには、連続性を意識した教育課程

の編成や指導方法の工夫改善が必要です。幼小中高の連携につきましては、新入学児童・生徒の学校生活への円滑な適応に向けて、教育支援委員会や特別支援連携協議会の取り組みの充実を図るとともに、情報共有等を密にし、切れ目のない一貫した指導や支援を行います。

いじめへの対応につきましては、「津別町いじめ防止基本方針」に基づき、問題行動の未然防止と早期発見、早期解決を図るため、実態把握と日常的な指導をあわせながら、組織的かつ速やかな対応や関係機関との連携により、「いじめゼロ」に向けた取り組みを進めてまいります。また、不登校等への対応につきましては、学校、家庭、教育委員会、その他関係機関が連携しながら、児童・生徒や家庭の状況に応じた対応を行ってまいります。

学校運営の改善につきましては、学校における働き方改革「津別町アクションプラン」に基づき、学校閉庁日や部活動休養日の取り組みなどの効果検証と改善を図るとともに、部活動の地域移行に向けての検討を始めます。また、校務支援システムやICTの利活用などにより、教職員の業務の効率化を図るとともに、時間外在校等時間を把握し公表します。

学校と地域の連携・協働の推進につきましては、学校運営協議会において、学校の目標や課題を共有しながら、地域とともにある学校づくりと町全体で児童・生徒を見守り育む環境づくりを進めます。また、地域コーディネーターからのホームページや通信による教育活動の情報発信を充実させます。

津別高校への支援につきましては、振興対策協議会と連携し、地域の自然と産業、人材等の地域資源を生かした「つべつ学」をはじめ、特色ある地域連携校づくりを目指す各種振興対策を支援します。また、公設民営塾Plusは、進学や就職などの目標に応じた個別指導や映像学習で着実な効果をあげており、町外高校に進学した生徒の利用も含め、本町の魅力的な取り組みとして継続します。

3 社会教育

「世代を越えてつながり ともに学ぶ社会教育の推進」を基本目標に策定した第7次社会教育中期計画も4年目を迎えますが、本計画の当初から新型コロナウイルス感

感染症が流行し、予防と拡大防止のために思うような事業展開ができない状況もありましたが、今後は、共存またはコロナ後を見据えながら地域の教育力の向上を目指し、具体的な施策を推進してまいります。

家庭教育、幼児教育の充実につきましては、保護者の意識の多様化といった社会の変化の中、家庭の自主性を尊重しつつ、親の学ぶ機会と親子で参加する体験活動を推進します。

少年教育につきましては、放課後子ども教室「アソビバ！つべつ」をベースとしながら、身近な自然、産業などの教育資源を活用し、学校や家庭では得難い体験活動の場を提供しており、今後もさまざまな方々にご協力いただきながら、内容の充実に努めます。また、新規事業として小学校の思考力や表現力を養う効果が期待できるプログラミング教室を実施します。

本年度は受け入れ年となる船橋市、南アルプス市との青少年交流事業につきましては、ここ3年間、コロナ禍のため中止としましたが、自主性や自立心を培い、子どもたちの成長に大きく寄与している事業でありますので、実施再開に向けて内容等を協議してまいります。

青年教育につきましては、高校生ボランティアサークル「ひまわり」及び青年活動プロジェクト「a n d」が、自主的な活動を行っており、町を元気にするような活発な取り組みに期待するとともに、引き続き、活動を支援してまいります。

成人教育につきましては、各分野の専門知識や技能を有する方に登録いただいている、社会教育人材バンク「まなびいーぷる」への登録、活用により、町民の生涯学習活動を充実させるとともに、社会教育講座等、ニーズにあった学習機会の提供に努めます。

高齢者教育につきましては、寿大学を中心としながら、健康、生きがい、仲間づくりなど、高齢期に元気に過ごせるプログラムの提供に努めます。

図書館がいよいよオープンしますが、図書や資料の充実、レファレンスサービスの充実はもちろんのこと、津別町図書館の基本理念である「出会い・集い・人がつながる自分たちの図書館」の実現を目指し、図書館に足を運んでいただけるきっかけとなるような事業の充実やボランティア活動の支援を行うなど、情報・学習の拠点として

誰もが気軽に利用できる図書館づくりに努めてまいります。

児童館・放課後児童クラブにつきましては、子どもたちの安心・安全な居場所としての機能充実を図るため、今後もあり方や運営について、福祉部局や子ども子育て会議、学校関係者と連携し、引き続き検討、充実を図ります。

芸術文化活動の推進につきましては、町民が芸術文化に親しみ、生きる喜びや暮らしに潤いと活力が持てるよう、優れた芸術文化に接する鑑賞機会の提供に努めるとともに、文化協会加盟団体や郷土芸能団体の自主的な活動の支援に努めます。

また、道内外のアマチュア奏者が音楽の基礎を学ぶ場としての「日本フィルセミナー」や「リコーダーセミナー」を町民芸術劇場と連携して、引き続き開催し、両セミナーコンサートでは町民に音楽鑑賞機会を提供します。

生涯スポーツ活動の推進についてですが、スポーツは、町民の皆さんが心身ともに健康で充実した生活を送り、活力ある健全な社会の形成に大きな役割を担っており、誰もが気軽にスポーツに楽しむことができる環境の充実が求められています。今後も多様なニーズを把握し、スポーツ推進委員や体育協会、スポーツ少年団、総合型クラブ「かるっちゃんつべつ」との連携を図りながら、各種運動教室を実施することにより、幅広い年齢層における運動の日常化と習慣化を図ります。

また、北海道オール・オリンピアンズとオホーツク管内初となる連携協定を締結しましたので、スポーツの力で元気なまちづくりを基本理念に協力関係を構築し事業展開してまいります。

紅葉マラソン大会につきましては、20回の記念大会を終え、実行委員会において今後の方向性について検討しましたが、コース等を見直す中で継続することといたしましたので、内容について検討してまいります。

スポーツ合宿につきましては、コロナ禍にあって誘致に苦戦しておりますが、スポーツ振興や競技力向上などの教育的効果をはじめ、経済効果や町の魅力の創出のために有効な取り組みでありますので、関係団体や合宿実行委員会と連携し、合宿チームの誘致拡大と事業内容の充実を目指します。

4 結び

以上、令和5年度の教育行政の基本的な方針について申し上げましたが、引き続き、津別町の未来を担う子どもたちの健やかな成長と町民の皆さまが生涯にわたって学び、運動に親しむことができる環境づくりに努力してまいりますので、町民の皆さま並びに議員の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(鹿中順一君) 暫時休憩をします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長(鹿中順一君) 休憩を閉じ再開します。

◎行政報告

○議長(鹿中順一君) 次に、日程第6、行政報告を行います。

町長から、行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長(佐藤多一君) [登壇] 本日ここに第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、2月臨時会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、誠に残念な報告ではありますが、去る2月23日、津別町自治功労者 鹿野敏夫様をご逝去されました。故人は、永きにわたり統計調査員を務められ、町政の発展に多大なご貢献をいただきました。

生前中の数々のご功績に対し、衷心より敬意と感謝を申し上げますとともに、安らかなご冥福をお祈り申し上げる次第であります。

次に、空き家対策総合支援事業補助金の返還の確定についてであります。令和4年4月実施の会計検査における指摘事項について、11月臨時会で報告させていただきましたが、補助金の返還が確定しましたので報告させていただきます。

当町では、空き家の撤去事業を国の補助制度であります「空き家対策総合支援事業」

を活用して実施しておりましたが、補助要件となる不良度の判定に、住宅地区改良法施行規則に定める基準を用いるべきところを、特定空き家の判定基準を用いていたことが会計検査院の指摘により明らかとなりました。

本来の方法により判定したところ、平成30年度から令和2年度までの3年間に補助申請した50件のうち20件、補助金額500万円が補助対象外であったことから、速やかに補助金の返還を行いたく、本定例会において当該予算の補正をお願いするものであります。

なお、これ以降につきましては適正に処理されていますが、指摘を受けました不適切な事務の遂行につきましては深く反省し、制度に関する理解を深めるとともに、今後とも事務の適正化に努めてまいります。

なお、今議会におきまして、人事案件、条例制定、補正予算及び新年度予算等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長(鹿中順一君) ただいまの行政報告に対し、質疑を受けます。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 以上で行政報告を終わります。

◎同意第2号

○議長(鹿中順一君) 日程第7、同意第2号 オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長(伊藤泰広君) ただいま上程になりました、同意第2号 オホーツク町村公平委員会委員の選任につきましてご説明を申し上げます。

現公平委員会委員 高畑秀美氏は、令和5年3月31日をもって任期満了となるため、委員会規約第3条第1項の規定により後任の選任をいただきたく、議会の同意を求めらるるものであります。

後任につきましては、前の大空町長であります山下英二氏をお願いするものです。山下氏の住所、生年月日は議案に記載のとおりで、現在 63 歳となります。山下氏は、昭和 54 年に女満別町役場に奉職された後、平成 15 年、女満別町長に就任、3 年後の平成 18 年 4 月には東藻琴村と合併した大空町の初代町長として就任し、4 期 16 年を務められ昨年 4 月に退任されており、長年にわたりまして地方自治にご活躍された方です。

なお、本年 2 月に FM ABASHIRIなどを運営しております株式会社 L I A の顧問に就任されたとの報告も受けております。

任期につきましては、令和 5 年 4 月 1 日から令 9 年 3 月 31 日までの 4 年間であります。

以上、ご同意方よろしくお願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第 2 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は同意することに決定しました。

◎同意第 3 号

○議長(鹿中順一君) 日程第 8、同意第 3 号 津別町農業委員会委員の選任についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長(伊藤泰広君) ただいま上程となりました、同意第 3 号 津別町農業委員会委員の選任についてご説明させていただきます。

本案は、農業委員会の現委員が令和5年4月14日をもちまして任期満了になりますことから、その後任の委員を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

議案書の次ページの別紙をお開きください。

任命しようとする者は11名で、住所、氏名、生年月日を記載しておりますので、指名等の読み上げは省略させていただきます。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

ご同意賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第3号を採決します。

11名の津別町農業委員会委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎発議第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第9、発議第1号 津別町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてから、日程第11、議案第9号 津別町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件については、会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第9、発議第1号から日程第11、議案第9号までの3件を一括議題とすることに決定しました。

◎発議第1号～議案第9号

○議長（鹿中順一君） 日程第9、発議第1号 津別町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提案の趣旨説明を求めます。

4番、村田政義君。

○4番（村田政義君） [登壇] ただいま議長から発言を求められましたので、発議第1号 津別町議会の個人情報の保護に関する条例の制定につきまして、提案の趣旨説明を申し上げます。

お配りしております資料第1をご覧ください。

はじめに、1番目の条例の制定理由であります。デジタル社会の到来により、国や道、地方自治体においても各種データの利活用が活発化してきている現状において、現在の法制度では個人情報を取り扱う自治体ごとに3本の法律によって統制されているところであります。

令和3年5月にデジタル社会の形成を図るため、関係法律の整備に関する法律が公布されましたが、これに伴い新たな個人情報保護法が改正され、これまでの3本の法律が新たな法律である個人情報保護法に統合されることになりました。

議会については、国会や裁判所と同様に自立的な対応のもと個人情報の適切な取り扱いが図られることが望ましいとし、法が定める法律の適用対象とされるということから地方公共団体の機関から適用除外され、議会独自の個人情報の適正な扱いに関する条例等を定める必要があることから、このたび津別町議会の個人情報の保護に関する条例を制定しようとするものです。

2番目の条例の主な内容ですが、条例につきましては目次にあるとおり第1章から第6章までで構成しています。第1章は総則ですが、第1条から第3条までで個人情報の適正な取り扱いや、個人の権利利益を保護することの条例を制定するための目的や氏名、住所などの個人情報の定義および議会の責務について規定しています。

第2章は、個人情報等の扱いとして、第4条から第16条までですが、個人情報の保有の制限や利用目的の明示など、議会における個人情報の扱いについて規定しています。

第3章は、個人情報ファイルなどについてとして、第17条で規定しております。

第4章は、開示、訂正及び利用停止として第18条から第46条までですが、個人情報の開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権及び審査請求などについて規定しています。

第5章は、雑則として第47条から第51条までですが、保有個人情報の適用除外などの雑則について規定しています。

第6章は、罰則規定で第52条から第56条までは、職員などが適正な理由がないのに他者に情報を提供した場合の罰則などについて規定するものです。

3は関連する条例として、この後、提案されます津別町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定、津別町情報公開・個人情報保護審査条例の一部改正の2本の条例です。

4番目は、附則を定めており、施行期日を令和5年4月1日からとしています。

次に、発議第1号の説明になりますが、各条例案及び説明について記載しております。

それでは議案にお戻りいただきたいと思います。議案鏡の次のページから条例の本文としていますが、ただいまの説明にて条例内容の説明とさせていただきます。

以上が津別町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、内容の説明となります。

議員各位のご賛同をいただき、議決くださりますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 続いて日程第10、議案第7号 津別町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について及び日程第11、議案第9号 津別町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について、順次内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松木幸次君） 続きまして、議案第7号についてご説明申し上げます。

説明資料の1ページをご覧ください。

制定理由につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正により、個人情報保護制度が全国統一となるためです。

条例概要につきましては、個人情報の保護に関する法律に基づく運用について定め

ることと、あわせて津別町個人情報保護条例を廃止するものであります。

制定の背景及び要点につきましてご説明いたしますので、資料の4ページをご覧ください。

法改正の背景につきましては、今までは個人情報を取り扱う主体ごとに適用される法令や所管が異なっておりましたが、個人情報の保護とデータ流通の両立が求められるようになり、制度の不均衡・不整合を是正するために法が改正されるものであります。

図のように現行は国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、民間事業者等でさまざまであった法令所管を改正後は一本化にするものであります。例を申し上げますと、地方公共団体で保護されていた情報が国の機関や民間では保護されていなかったというようなことが、これがどこにいても法により同じく保護をされるようになります。

次に、2の津別町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定内容についてですが、(1)の条例で定めることができる内容は、法律から委任された事項に限定されています。内容については後ほど説明をいたします。

(2)の新条例に規定しない主な事項は、法律において条例で定めることが許容されているものですが、規定はしない事項です。

①は条例要配慮者個人情報であります。これは地域の特性に応じた個人情報で、例えば特定の地域出身者の情報で差別が生じる場合などに、特に配慮を要するものとして定めるものとなりますが、廃止します現条例にも規定はなく、定めないものとしたしました。

次に②の匿名加工情報の提案募集についてですが、民間事業者からの提案に応じて行政機関の匿名加工情報を提供することにより、新たな事業やサービスの創出につながることを期待され、個人情報の利活用を促進するための制度が設けられました。今般の法改正で運用が義務化されたのは、都道府県と指定都市のみであり、それ以外は当面の間、実施任意とされているため他市町村の動向を注視し制度の導入について今後検討することといたしました。

3のその他の事項についてですが、(1)個人情報ファイル簿の作成及び公表

が義務付けられました。昨年8月より作業を実施いたしまして、個人情報ファイル簿が完成したところで、4月1日以降、町のホームページで公表を予定しております。

次に(2)の議会における個人情報保護制度についてですが、議会については改正法の適用対象外となっておりますが、議会において改正法を準用した条例を制定されますので、情報公開・個人情報保護審査会に対し審査を諮問できるようにするため審査会条例を改正し議会を追加するものとしております。

それでは条例についてご説明しますので、1ページにお戻りください。

第1条は、趣旨を規定しております。

第2条は、実施機関及び用語を定義しております。

第3条は、不開示情報について情報公開条例の不開示情報を規定し、両条例の整合性を図っております。

資料2ページの第4条は、開示請求の手続きで規則において必要な事項や様式を定めることを規定しております。

第5条は、開示請求にかかる手数料について規定しております。現行条例と同様に手数料は免除し、コピー等にかかる実費及び免除について規定をしております。

第6条及び第7条ですが、訂正請求、利用停止請求の手続きについて規定しております。第8条は津別町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる場合を規定しております。

第9条は、運用状況の公表について規定しております。

第10条は、規則への委任について規定をしております。

議案のほうにお戻り願います。

ただいま説明いたしました内容についての条例文となります。

附則において第1条で施行期日は令和5年4月1日からとするものであります。

附則第2条は、津別町個人情報保護条例を廃止とするものであります。

附則第3条は、津別町個人情報保護条例の廃止から改正法への移行に関する経過措置を規定するものであります。

以上、議案第7号の説明といたします。

続きまして、議案第9号 津別町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正

する条例の制定についてご説明いたします。

説明資料の 14 ページをご覧ください。

改定理由につきましては、先の条例と同様に個人情報の保護に関する法律の改正により、個人情報保護制度が全国統一となるためです。

改正内容は、個人情報の保護に関する法律に基づく運用について定め、あわせて議会の個人情報保護条例に基づく運用も規定するものであります。

改正条例は新旧対照表でご説明いたします。

第 2 条の定義に改正法、先ほど説明いたしました新条例、議会の個人情報保護条例を規定しております。

第 3 条は所掌事項について第 1 項第 2 号は法に基づくもの、3 号は新条例に基づくもの、4 号は議会個人情報保護条例に基づくものと規定しております。

第 3 条第 2 項から、次の第 8 条、6 ページの第 11 条には議会を追加するものです。議案のほうにお戻り願います。

ただいま説明いたしました内容を条文としたものであります。

附則において施行期日は令和 5 年 4 月 1 日からとするものであります。

附則 2 項は、津別町個人情報保護条例から改正法への移行に伴う経過措置を規定するものであります。

以上、議案第 7 号及び第 9 号の説明といたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

はじめに、発議第 1 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号

○議長（鹿中順一君） 日程第12、議案第8号 津別町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松木幸次君） ただいま上程となりました、議案第8号についてご説明申し上げます。

説明資料の5ページをご覧ください。

制定理由につきましては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の改正に伴い、令和4年度末までに行政手続きのオンライン化に対応するシステム整備を完了させることが求められており、これにあわせて関係条例等の電子申請に関する規

定の整備を要するためであります。

制定概要は、行政手続きのオンライン化対象業務の関係例規を個々に改正するのではなく、電子申請に関する手続き全般を包括する条例等を整備して対応しようとするものであります。

経過と概要につきまして説明をさせていただきますので、資料の12ページをご覧ください。令和元年5月に行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正されて、法律名が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改められるとともに、情報通信技術を利用するオンラインによる電子申請手続きについても必要な事項が定められたところであり、国では自治体DX推進計画を策定して、特に国民の利便性向上に資する手続きについては、令和4年度末までにオンラインによる電子申請を可能とするように定められたところであり、

対象となる手続きについては、現在、電子申請の受付サイトと津別町の行政システムを連携させるシステムの整備を進めているところで、これに合わせて新たに電子申請が可能となるような法令等の改正を要することとなったものであります。

条例の改正にあたりましては、対象手続きに関する個々の条例を改正する手法もありますが、先行する多くの自治体では電子申請に関する手続き全般を包括して規定する条例を整備して、個々の条例は最小限に抑える手法が採られており、本町においても同様な手法を採用するものであります。

電子申請が可能となる手続きについては、2の対象手続に掲げる子育て関係や介護保険等の手続きで転入、転出届など住民記録関係につきましては既に令和5年2月6日から開始されているところであります。

実際の手続きにつきましては、手続きされる方がパソコンやスマホなどで電子申請の受付サイトとなるマイナポータルから津別町を検索して手続きをしていただきますと、津別町のシステムに申請情報が取り込まれることにより手続きができるようになるものであります。

それでは条例についてご説明いたしますので5ページにお戻りください。

第1条は、目的を規定しております。

第2条は、用語の定義であります。

6 ページの第 3 条は、情報システム整備計画の策定について規定をするものであります。

第 4 条は、情報システムの整備に関して規定をしております。

第 5 条は、他の条例等の規定にかかわらず申請者の意思により、この条例により電子申請ができることを規定するものであります。

8 ページの第 6 条は、他の条例等の規定にかかわらず電子情報処理組織（情報システム）により処分通知等ができることを規定するものです。

第 7 条は他の条例等の規定にかかわらず電磁的記録による縦覧等ができることを規定するものです。

第 8 条は、他の条例等の規定にかかわらず電磁的記録により書面等の作成ができることを規定するものです。

第 9 条は、対面により確認する必要がある申請など、適用除外を規定するものであります。

10 ページの第 10 条は、添付書面等の省略について規定をするものです。

第 11 条は、情報通信技術の利用のための格差是正についての規定であります。

第 12 条は、情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表についての規定であります。

第 13 条は、規則への委任について規定をしております。

附則において、施行期日は公布の日からとするものであります。

附則 2 項は関連条例として津別町行政手続条例の電子申請に関する箇所をあわせて一部改正をするものであります。

議案のほうにお戻り願います。

ただいま説明いたしました内容についての条例文であります。

以上、議案第 8 号の説明とさせていただきますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号

○議長(鹿中順一君) 日程第13、議案第10号 津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(森井研児君) ただいま上程となりました、議案第10号の内容の説明を申し上げます。

説明資料によりご説明いたしますので、資料17ページをお開きください。

このたびの条例改正の理由につきましては、高所得者に応分の負担を求め中間所得層の負担上昇をできるだけ抑制することを目的とし、地方税法施行令が一部改正されたためです。

改正内容は、賦課限度額(後期高齢者医療分)及び軽減判定所得額を引き上げるものです。

具体的な内容は新旧対照表によりご説明いたします。第2条第3項の課税額におきまして、後期高齢者医療分の賦課限度額20万円を2万円引き上げ22万円に改正し、次に18ページにわたりますけれども、第23条第1項の減額に係る賦課限度額を20万円から22万円に改正するものです。

第2号及び第3項では、低所得者に対する5割、2割の各軽減判定所得の引き上げにつきまして、5割軽減判定におきましては28万5,000円を29万円に、2割軽減判定につきましては52万円を53万5,000円に改正するものであります。

それでは議案書のほうにお戻りください。

ただいまご説明いたしました内容を改正条文化したものとなります。

なお、附則としまして施行期日は令和5年4月1日とし、適用区分として改正後の規定は令和5年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとなります。

以上、議案第10号の内容についてご説明申し上げましたので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでありますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号

○議長（鹿中順一君） 日程第14、議案第11号 津別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

てを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） ただいま上程となりました、議案第 11 号についてご説明をいたします。

説明資料の 19 ページをお開きください。

改正の理由は、民法における懲戒権に関する規定が削除されたことによる改正となります。

改正内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。

第 26 条に規定する懲戒に係る権限の濫用禁止に係る条項を削除するものでございます。

議案にお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を条文化したものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 11 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 12 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 15、議案第 12 号 津別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） ただいま上程となりました、議案第 12 号についてご説明をいたします。

説明資料の 20 ページをご覧ください。

改正理由は、令和 5 年 4 月 1 日より家庭的保育事業を実施するための安全計画の策定、事業所外活動などのために自動車を運行する場合の利用者等の所在確認と安全装置の装備が義務となったため、また民法における懲戒権に関する規定が削除されたために改正するものでございます。

改正内容は新旧対照表でご説明をいたします。

改正後の第 7 条の 2 は、安全計画等の策定の義務づけと内容を定め、次のページの第 7 条の 3 では、利用乳幼児の送迎に係る所在確認及びブザーの設置などについて新たに規定をいたしました。

第 13 条は、懲戒に係る権限の濫用禁止条項を削除しております。

第 14 条は、衛生管理における職員への対策について、必要な措置としていたところから具体的な対策方法を明記し内容を拡大しております。

議案にお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を条文化したものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行するもので、経過措置として第 7 条の 3 第 2 項の規定の適用については、家庭的保育事業者において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザー、その他の社内の乳幼児の見落としを防止する装置を備えること及びこれを用いることが困難な事情があるときは、令和 6 年 3 月 31 日までの間、当該自

動車にブザーなどを備えないことができる、この場合において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者などは、ブザーなどの設備にかわる装置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければいけないとするものでございます。

以上、ご説明いたしましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 12 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 13 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 16、議案第 13 号 津別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐（谷口正樹君） ただいま上程となりました、議案第 13 号 津別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す

る条例について説明させていただきます。

説明資料 24 ページをご覧ください。

改正理由につきましては、国の基準見直しに伴う改正と利用実態にあわせた条項の追加となります。

改正内容としましては、1 から 4 の項目に記載のとおりとなっております、新旧対照表のほうで説明させていただきます。

まず第 5 条の 2 を新設し、安全計画等の策定が義務付けとなり、児童館の設備の安全点検や安全に関する指導などの事項について計画の策定が必要となります。

25 ページをご覧ください。

次に、第 5 条の 3 を新設し、自動車を運行する場合の所在の確認についてです。自動車を運行する際に、利用者の所在確認が義務付けとなっております。

その下の第 9 条では、項ずれによる修正と運営実態にあわせ利用者が少ない時間帯に支援員を 1 人以上とすることができる規定の追加です。

26 ページをご覧ください。

次に、第 11 条の 2 を新設し、業務継続計画の策定等についてです。こちらは感染症や非常災害時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため、もしくは早期の業務再開を図るための計画を策定するよう努めなければならないなどが追加されております。

そして第 12 条では、衛生管理における職員への対策の拡大について追加されております。

議案にお戻りいただきまして、ただいま説明したものを条文化したものであります。附則の第 2 項で経過措置としまして第 5 条の 2 の安全計画の策定等について経過措置が規定されております。令和 6 年 3 月 31 日までの 1 年間は努力義務とされております。

施行期日は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上、説明とさせていただきますので、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 13 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食休憩とします。

昼食休憩 午前 11 時 54 分

再 開 午後 1 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開いたします。

◎議案第 14 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 17、議案第 14 号 津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました、議案第 14 号について説明させていただきます。

説明資料の 28 ページをご覧ください。

改正の理由につきましては、公営住宅について国土交通省より配偶者からの暴力被害者への入居についての通知があったことによるものです。

改正の内容といたしましては、新旧対照表により説明させていただきます。

第6条第2項第8号のアで、これまで保護を受けていた対象となる保護施設の範囲を拡大したほか、新設したウにおいて、配偶者からの暴力被害者の定義につきまして、婦人相談所と記載の各機関による証明があれば優先的に入居させるものとして取り扱うものであります。

条文にお戻りいただきまして、ただいま説明させていただきしましたものを条文にしたものがこちらになります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものといたします。

以上、議案第14号の内容につきまして説明させていただきましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第14号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号

○議長（鹿中順一君） 日程第18、議案第15号 津別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） ただいま上程となりました、議案第 15 号の内容の説明をさせていただきます。

説明資料によりご説明いたしますので、資料 30 ページをお開きください。

このたびの条例の改正理由につきましては、健康保険法施行令が一部改正されたためです。

改正内容につきましては、出産育児一時金を 50 万円に引き上げるため、産科医療補償制度の加算額を除く支給額を引き上げるものになります。具体的な内容につきましては新旧対照表でご説明いたします。

第 7 条で定める出産育児一時金の支給額を、改正前 40 万 8,000 円から 48 万 8,000 円に改正し、ただし書きにある加算額 1 万 2,000 円を加えて総支給額を 50 万円とする内容となります。

それでは議案書にお戻りください。

ただいまご説明いたしました内容を条文化したものととなります。

なお、附則といたしまして、施行期日は令和 5 年 4 月 1 日から施行することとし、経過措置として、この条例の施行日前に出産した被保険者に係る条例第 7 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものとするものです。

以上、議案第 15 号についてご説明いたしましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

7 番、佐藤久哉君。

○7 番（佐藤久哉君） 1 点だけちょっとお聞きしたいと思います。

現在、子どもを出産する際に平均で病院に払う出産費用は幾らぐらいか把握されていたら教えていただきたいのですが。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） 申し訳ありません、具体的な金額については、ちょっと今、すぐパッと出てこないのですが、その金額をもとに国の審議会等々で幾らに引き上げるべきだという議論がなされてきたというふうに聞いておりますので、全国の平均で約 50 万円の内数ぐらいに落ち着く金額だというふうに認識しています。

答えになっていませんけれどもよろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） この条例については、私はいいことというか賛成なんですけれども、実際、津別町で出産される際にどのぐらいかかっているか、それを丸々負担してあげることがいいことなのかどうかは別として、国の基準というか、それ以外にも例えば地域なりの余分にかかるような出産の部分があったら、町としてやっぱり将来的に調査等をして、支援等を考えていっていただければということをし添えて意見いたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号

○議長（鹿中順一君） 日程第19、議案第16号 津別町高齢者等緊急通報システム事業の実施に関する条例の制定について、全部改正を議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） ただいま上程となりました、議案第16号に

ついてご説明をいたします。

説明資料 31 ページをお開きください。

本条例は、ひとり暮らしの高齢者などを対象に緊急時に消防署に通報できる緊急通報機器を貸与することで、迅速かつ適切に対象者の救護につなげるための事業として、平成 26 年度より運用開始するために制定をいたしました。

条例改正の説明の前に、改正に至った経過をご説明いたします。

資料 37 ページをお開きください。現在は各戸に設置した通報機器と消防署をつなぐためのセンター装置を美幌消防本部内に美幌町と共同設置して運用しております。令和 5 年 9 月末でセンター装置の保守期限が切れることから、美幌町とともに民間事業所に委託方式の導入を検討しているところでございます。

今回、委託方式に移行することで、緊急通報の手段が 3 種類から 2 種類に変更となりますが、通報における流れそのものに変更はなく、現在の機器がそのまま委託後も使用可能となります。

次に保守管理ですが、これまでは美幌消防本部に設置したセンター装置の保守管理を行う必要があり、7 年に 1 回はセンター装置を更新する必要がございましたが、委託にすることで装置の設置が不要となり、各戸に設置した機器は故障などによる対応は、現在その都度町が行う仕組みとなっておりますが、委託後は委託業者が行うこととなります。保守管理の内容は資料に記載のとおりでございます。

また、これまで緊急時の対応に加え、ボタンの操作誤りなどによる誤報対応も全て消防職員が対応しておりましたが、委託後は、まず委託業者が対応し消防への通報が必要な事案のみ業者が通報する流れとなります。このことで消防職員の誤報の対応が不要となり、緊急時のみ対応することが可能となるところでございます。契約可能な回線は、委託に移行することで回線の種類を問わず、携帯電話などしか所有しない方でも今後は利用が可能となります。

38 ページをご覧ください。緊急通報時の流れについて、現行と委託へ移行した場合を比較したものでございます。委託の場合は、利用者と消防の間に委託業者が入る形となります。委託後は、町への報告は委託業者から受けることとなっております。

条例改正の説明をいたしますので、31 ページにお戻りください。

改正理由はご説明いたしました委託運用を可能にするためのものでございます。

改正内容もお伝えした中身を条例に盛り込んだ形となりますが、加えて（５）の特例利用について条項を削っております。

33 ページになります。改正前第 10 条から第 12 条の特例利用に係る条項を削除しております。特定利用は、自身で緊急通報機器を所有しており、町からの通報機器の貸与によらず制度利用をすることを指しますけれども、制度の運用開始当初から現在まで特例利用の該当者がいないことから、特例利用については運用しないこととし、これに伴いまして特例利用に対して一般利用と表記していた箇所は、その区別が不要となるため利用者に統一をしております。

施行期日は、全利用者の委託事業所による開始は、令和 5 年 10 月 1 日を予定しておりますが、委託業者への利用者に係る情報提供や各戸に設置した通報機器の設定変更作業に 2 カ月程度を要することから、令和 5 年 8 月 1 日としております。

議案にお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を条文化したものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和 5 年 8 月 1 日から施行するものでございます。

以上、ご説明いたしましたのでご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 16 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 17 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 20、議案第 17 号 津別町農業新規参入者誘致条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） ただいま上程となりました、議案第 17 号について内容をご説明申し上げます。

説明資料により説明いたしますので、資料の 39 ページをご覧ください。

このたびの条例改正の理由につきましては、昨今の世界情勢等により農業機械や資材等の高騰による農業新規参入時の費用が増えている状況に対し、農業新規参入者の経営開始に係る費用の補助について上限額を見直し、さらなる誘致促進を図るためであります。

改正内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。

第 6 条第 1 項につきましては、補助対象となる農業地及び農業用資材の要件を示す関係法令の名称を現行の法令に修正いたします。また第 2 項につきましては、40 ページにまたがりませんが、補助対象となる資金を示す関係法令の名称を現行の法令に修正し、また上限額を 800 万円に改正するものです。

第 3 項につきましては字句を修正するものです。

議案の本文にお戻り願います。

ただいま説明しました内容を条文化したものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、議案第 17 号の内容について説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 17 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 18 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 21、議案第 18 号 津別町起業等振興促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） ただいま上程となりました、議案第 18 号について内容をご説明申し上げます。

提案理由及び改正内容は説明資料に基づき説明いたしますので、説明資料 41 ページをご覧ください。

改正理由につきましては、集合住宅の支援用件につきまして補助金の限度額を増減すること及び条例の期限を 3 年間延長する改正です。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

第 3 条第 3 項の令和 2 年から令和 4 年度を、令和 5 年度から令和 7 年度とし 3 年間延長するものです。

また、附則第 2 号中、期限を 3 年間延長することから令和 5 年 3 月 31 日を令和 8 年 3 月 31 日に改めております。

42 ページに移りまして、第4条助成の措置に定めます別表の生産施設、集合住宅、社宅、社員寮のうち集合住宅の補助金の限度額を2,000万円から2,500万円に変更するものです。

昨今の世界情勢により、建築資材等が増加する中、町内で不足している世帯向け住宅の建設を促すことにより定住促進を促すものであります。

議案本文にお戻り願います。

本文につきましては、ただいま説明の内容を条文化したものです。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものとし、経過措置といたしまして、この条例の施行日前に改正前の津別町起業等促進条例第3条の規定により指定を受けた者に係る補助金については、従前の例によるものとなります。

以上、議案第18号の内容について説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第18号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号

○議長（鹿中順一君） 日程第 22、議案第 19 号 津別町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました、議案第 19 号について説明させていただきます。

説明資料の 43 ページをご覧ください。

改正の理由につきましては、津別町簡易水道事業の認可変更による給水区域の拡張によるものです。

改正の内容といたしましては、給水区域に東岡の一部を加えるものとなります。変更となる区域は次のページの別図のとおりとなります。

条文にお戻りいただきまして、ただいま説明させていただきましたものを条文にしたものがこちらになります。

附則といたしまして、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行するものといたします。

以上、議案第 19 号の内容について説明させていただきましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 19 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 20 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 23、議案第 20 号 津別町図書館建設検討委員会設置条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐（谷口正樹君） ただいま上程となりました、議案第 20 号について説明させていただきます。

説明資料はありませんので、議案の条文をご覧ください。

廃止理由につきましては、本条例第 4 条に規定する委員会の任期が図書館の役割や機能及び建設に必要な事務が完了するまでとされておりまして、基本構想の策定や、今月には建物自体もおおむね完成となることから、委員会の役割を終えたということで、今回、条例を廃止しようとするものであります。

なお、附則として、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上、説明とさせていただきますので、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 20 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、提案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 21 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 24、議案第 21 号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について、津別町相生総合交流ターミナル施設を議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） ただいま上程となりました、議案第 21 号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について内容を説明申し上げます。

資料はございません。

津別町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例に基づき、これまで指定管理を行っている施設のうち、本年 3 月 31 日で指定期間が到来する施設につきまして、本年 4 月から引き続き指定管理を行うための提案でございます。

津別町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 6 条、公募によらない指定管理者の候補者の選定等により、町長は施設の性格、規模、機能等を考慮し設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できると思慮するときには、公募によらず津別町が出資している法人または公共団体もしくは公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができるとあり、今回提案する施設につきましては、この規定に該当するものであります。

先般 2 月 6 日に指定管理者選定委員会が開催され、審議の結果、引き続き指定管理者とすることが了承され選定されたところでございます。

議案をご覧ください。

今回、指定管理者の指定を行う内容として、施設の名称等は津別町字相生 83 番地 1、津別町相生総合交流ターミナル施設、指定管理者の名称等は、津別町字相生 83 番地 1、株式会社相生振興公社 代表取締役 伊藤泰広。指定の期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間とするものであります。

以上、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものであり

ます。

ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 21 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 22 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 25、議案第 22 号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について、津別 21 世紀の森キャンプ場、つべつグレステンスキー場を議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） ただいま上程となりました、議案第 22 号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について内容をご説明申し上げます。

選定結果につきましては、先の議案第 21 号の内容と同様でございまして、本議案につきましても指定管理者選定委員会によって審議され、引き続き指定管理者として選定されたところでございます。

議案をご覧ください。施設の名称につきましては、いずれも津別町公園条例に規定

されております次の2施設であります。

(1)として、津別町字豊永 127 番地他、津別 21 世紀の森キャンプ場。(2)として津別町字共和 130 番地 1、つべつグレステンスキー場であります。指定管理者の名称等は、津別町字幸町 41 番地、株式会社津別町振興公社 代表取締役 佐藤多一であります。

指定期間につきましては、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とするものであります。

以上、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでありますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 22 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 23 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 26、議案第 23 号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について、津別町堆肥製造施設を議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） ただいま上程となりました、議案第 23 号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について、内容をご説明申し上げます。

指定管理者の選定結果につきましては、先の議案第 21 号、22 号の内容と同様でございます。

本議案につきましても指定管理者選定委員会によって審議され、引き続き指定管理者として選定されたところでございます。

議案をご覧ください。施設の名称につきましては、津別町字共和 550 番地他、津別町堆肥製造施設、指定管理者の名称等は津別町字大通 30 番地 1、津別町農業協同組合代表理事組合長 佐野成昭、指定の期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間とするものでございます。

以上、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 23 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 24 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 27、議案第 24 号 津別町公の施設に係る指定管理者の

指定について、津別町木質バイオマスセンターを議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） ただいま上程となりました、議案第 24 号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について、内容をご説明申し上げます。

現在、建設中であります、木質バイオマスセンターが令和 5 年度より稼働することから、その指定管理者の指定につきまして地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

選定経過につきましては、先の議案第 21 号から 23 号の内容と同様でございます、本議案につきましても指定管理者選定委員会によって審議され、指定管理者として選定されたところでございます。

議案をご覧ください。施設の名称等につきましては、津別町木質バイオマスセンター条例に規定されております、津別町字達美 213 番地 1、津別町木質バイオマスセンターであります。指定管理者の名称等は、津別町字新町 26 番地 5、津別町ペレット協同組合 代表理事 山上裕靖であります。

指定の期間につきましては、令和 5 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日までの 10 年間とするものであります。

以上、説明とさせていただきます。

ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 24 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 25 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 28、議案第 25 号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について、津別町大通地区コミュニティ施設を議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課参事。

○住民企画課参事（加藤端陽君） ただいま上程となりました、議案第 25 号について説明いたします。

資料はございません。今年度、新たに完成いたします津別町大通地区コミュニティ施設につきまして、津別町が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定しようとするもので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称といたしましては、場所が津別町字大通 31 番地、名称が津別町大通地区コミュニティ施設、指定管理者の名称等につきましては、網走郡津別町字幸町 12 番地、北海道つべつまちづくり株式会社 代表取締役 竹俣信行となります。

こちらに関しましては、2 月 6 日に行われました津別町公の施設に係る指定管理者選定委員会で審議され、指定管理候補者として選定されたものでございます。

指定の期間といたしましては、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間としております。

以上、内容を説明いたしましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第25号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号

○議長(鹿中順一君) 日程第29、議案第26号 令和4年度津別町一般会計補正予算(第11号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課参事(小泉政敏君) ただいま上程となりました、議案第26号についてご説明いたします。

今回の補正の主な内容につきましては、財政調整基金をはじめとした各種基金への積立金の増額、産地生産基盤パワーアップ事業の追加、事業の完了及び事務事業の精査による減額が主なものとなります。

補正予算の条文をご覧ください。第1条第1項は、歳入歳出予算にそれぞれ7億2,690万3,000円を追加し、補正後の予算総額を88億6,664万6,000円とするものです。

第2項及び第2条以降につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書につきましては歳出から説明いたしますが、全体に関わるものとして人件費の補正は給与費等で出生による扶養者の異動などによる増、共済費で標準報酬月額の前増による増などにより、合計で19万9,000円の増額となります。さらに除雪

費の補正につきましては、これまでの降雪により、今後の予算に不足が見込まれる施設等について増額するものとなります。

以上で款項における説明は割愛させていただきます。

また、事業完了等による精査や軽微な補正内容及び財源内訳のみの補正につきましても説明を割愛させていただきますのでご了承ください。

それでは7ページから8ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の総務管理経費は、令和5年度から北海道後期高齢者医療広域連合へ職員を派遣することに伴い、住居借り上げに係る敷金の増額です。目3財政管理費の財政調整基金積立金は、一般財源剰余金の積み立てで、1億6,919万4,000円の増額です。

9ページから10ページになります。公共施設等整備基金積立金も剰余金の積み立てで増額となります。11ページから12ページになります。項2地域振興費、目1企画総務費、空家等撤去促進事業は、本年度実施の会計検査で不適切との指摘を受けた平成30年度から令和2年度の空き家等の除却事業に係る補助金の過年度事業超過交付返還金で500万円の増額です。その下のまちなか再生事業は、国道側敷地外構工事について令和5年度の実施とすることから、3,432万円の減額です。なお、後ほど説明する継続費の補正においても、年割額の変更をお願いするものです。

13ページから14ページをお開きください。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の重層的支援体制整備事業は、令和3年度の過年度事業超過交付返還金で68万8,000円の増額です。目5老人福祉費の介護サービス支援事業は、いちいの園等のペレットボイラー給湯計の配管水漏れの修繕補助で13万2,000円の増額です。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費は次ページになります。病院施設整備基金積立金は5,000万円の増額です。目2予防費の母子保健推進事業は、下の22節償還金利子及割引料で令和3年度の母子保健衛生費国庫補助金の返還金で16万3,000円の増額、これ以外は国と連携しゼロ歳から2歳の低年齢期に焦点を当て、妊婦子育て家庭へ出産・子育て応援給付金を給付するための関連予算で合計307万3,000円の増額です。

17ページから18ページをお開きください。下段の款6農林業費、項1農業費、目3

農業振興費は次ページになります。産地生産基盤パワーアップ事業は既存の小麦乾燥調製施設の増強増設等の整備を行う道のトンネル補助で5億7,215万8,000円の増額です。なお、この事業は令和5年度への繰越事業となります。

23 ページから 24 ページをお開きください。款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、目 2 道路橋梁維持費の最下段、道路ストック総点検事業は次ページになります。町道 350 号線舗装補修工事は、今年度の社会資本整備交付金の交付額を勘案し、工事の実施を見送り減額となります。中段下の項 4 住宅費、最下段の目 2 住宅建設費は次ページになります。町営住宅等建設整備事業は、平成 30 年度の社会資本整備総合交付金の過年度事業超過交付返還金で 98 万 5,000 円の増額です。

31 ページから 32 ページをお開きください。款 10 教育費、項 4 教育社会費、目 2 社会教育振興費の下段、放課後児童クラブ経費、22 節の償還金利子及割引料は次ページにわたりますが、平成 29 年度から令和元年度及び令和 3 年度の子ども・子育て支援交付金の過年度事業超過交付返還金となります。

37 ページから 38 ページをお開きください。

款 12 公債費、項 1 公債費、目 2 利子は、長期債償還利子で利率見直しによる増と繰上償還実施に伴う減で、計 42 万円の増額。一時借入金利子は、起債の前借り分の支出増に伴い 35 万 3,000 円の増額です。

歳出については以上です。

次に歳入の説明をいたしますので、3 ページから 4 ページをお開きください。款 10 地方交付税は、普通交付税の本年度の交付額に基づき 2 億 9,301 万円の増額です。

款 14 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金の地域公共交通確保維持改善事業費補助金は、花バスの運行経費等に係る補助、目 3 衛生費国庫補助金は、歳出で説明の出産・子育て応援給付金事業に係る補助で増額です。

款 15 道支出金、項 2 道補助金、目 2 民生費道補助金の地域づくり総合交付金は、福祉灯油等購入費助成事業の追加交付の補助金です。目 3 衛生費道補助金は、出産・子育て応援事業に係る道補助分です。目 4 農林業費道補助金の地域づくり総合交付金は、鳥獣被害防止総合対策事業の追加交付分、産地生産基盤パワーアップ事業は、歳出で説明した事業の補助金で計 5 億 6,924 万 7,000 円の増額です。目 6 教育費道補助金、

学校・家庭・地域連携協力推進事業は、小学校、中学校の学習補助員に係るものですが、補助額の決定により 732 万円の減額、地域づくり総合交付金は、パークゴルフ場芝生補修工事に係る補助金で増額となります。

款 18 繰入金、項 1 基金繰入金は次ページになります。公共施設等整備基金繰入金は、まちなか再生事業に係る起債の 2 次要望等の不用額精査で 2 億 3,472 万 5,000 円の減額と、その他事業精査による減額で 2 億 5,538 万 9,000 円の減額です。地域振興基金積立金は、地域医療助成事業に係る起債の 2 次要望等の不用額精査で 3,050 万円の減額です。ふるさとつべつ応援基金繰入金は、事業精査により減額。森林環境譲与税基金繰入金は、図書館整備事業の木製備品が起債対象となったことにより減額となります。

款 21、項 1 町債は、先ほど説明した基金繰入金とも関係しますが、増額補正の目 1 総務債の大通・幸町地区コミュニティ施設整備事業、目 2 衛生債の地域医療維持助成事業、下段の目 7 災害復旧債の現年発生公共土木施設災害復旧事業（補助）については 2 次要望分の増額となり、他の減額補正の事業は全て事業費確定による精査となります。

歳入の説明は以上です。

補正条文にお戻りください。

第 1 条第 2 項につきましては、ただいま説明いたしました内容を第 1 表のとおり款項区分ごとに整理し、第 1 項の補正額及び予算総額とするものであります。

第 2 条は継続費の補正で、2 枚めぐりまして第 2 表、継続費補正のとおりまちなか再生事業について年割額を変更するもので、令和 4 年度は歳出で説明した国道側敷地外構工事分の減額、令和 5 年度は旧 J A 事務所を解体工事、国道側敷地及び J A 跡の外構工事となり、総額は資材費等の高騰により増となります。

第 3 条は繰越明許費で、第 3 表繰越明許費のとおり五つの事業を繰り越すものです。

第 4 条は地方債の補正で、第 4 表地方債補正のとおり 15 事業の限度額を変更、1 事業を廃止し、限度額合計を 15 億 5,003 万 2,000 円とするものです。

以上、内容について説明いたしましたので、原案をご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） 12ページ、企画総務費のところでは空家撤去促進事業の償還金利子及割引料、過年度事業超過交付返還金というのがあるのですか、これは行政報告の中でも説明があった次第ですけれども、議会はやはり行政の仕事をチェックする仕事なのでお聞きしたいのですけれども、この補助金を受けるに際して、当然、補助事業の説明文章があったと思うのですけれども、単純にその読み込みの中で、この住宅地区改良法施行規則に定める基準を用いるという部分を読み落としたのか、それともそういうものを読まないでこういう作業にかかってしまったのか、その最初のところの考え方というか、どういうふうに行ったのかを説明いただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいまのご質問に答えさせていただきます。

こちらにつきましては、住宅地区改良法に定める基準というのは、別表の形、採点表の形で載っております、こちらは実際に業務を行っているときに業務が重複する形になっておまして、それぞれ見た目が似たような形の表になっておまして、それぞれの採点基準を取り違えたというのが実態でございます。

今後このようなことがないように、十分注意の上、進めていこうと思います。

申し訳ございません。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第26号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 27 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 30、議案第 27 号 令和 4 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました、議案第 27 号について説明させていただきます。

主な補正の内容は電気料金の高騰に伴う需用費の増額及び本年度の建設改良に要する費用が固まったことを受け、委託料、工事請負費並びにその財源となる歳入予算の精査です。

第 1 条につきましては、歳入歳出それぞれ 4,747 万 5,000 円を減額し、予算総額をそれぞれ 5 億 8,872 万円とするものです。

補正内容につきまして歳出から説明させていただきます。5 ページ、6 ページをお開きください。

款 2 特環下水道費、項 1 施設管理費、目 1 は財源内訳のみの補正です。目 2 処理場管理費におきましては、事業費の電気料で 56 万 9,000 円の増額、項 2 下水道整備費、目 1 下水道整備費におきましては、管渠等施設整備事業（補助）におきまして実施測量設計業務を 246 万 4,000 円減額、工事請負費ではマンホールポンプ所改築更新工事で 283 万 8,000 円減額、下水道管理センター機械・電気設備改築更新工事で 3,835 万 3,000 円の減額です。

款 3 個別排水費、項 2 個別排水整備費、目 1 個別排水整備費につきましては、本年度は新設 2 基、更新 1 基の設置で確定し、個別排水整備事業の委託料で 56 万 1,000 円の減額。次のページになります工事請負費で 382 万 8,000 円の減額となります。

3 ページ、4 ページにお戻りください。歳入につきましては、款 1 分担金、項 1 分

担金では、目1下水道受益者分担金で10万円、目2個別排水受益者分担金で30万円それぞれ減額したほか、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道費国庫補助金では、歳出で説明させていただきました下水道整備費の減額を受けまして2,392万9,000円の減額です。

款7町債、項1町債、目1特環下水道債につきましても同様の理由により1,790万円の減額です。目2個別排水事業債を先ほど説明させていただきました歳出の個別排水整備事業の事業費の確定による精査により270万円減額です。

以上、補正額をまとめた結果、一般会計の繰入金は254万6,000円の減額となりました。

最初の条文にお戻りいただきまして、第1条第2項第1表につきましては説明させていただきましたものを、それぞれ款項の区分に整理したものであります。

第2条につきましては、第2表地方債補正のとおり地方債の変更を整理したものであります。

第3条につきましては、第3表に記載の工事2件につきまして、電子機器を含む制御盤の納期に大幅な遅れが生じておりまして、本年度内に工事を終わることができないため、下水道管理センター機械設備改築更新工事につきまして、工事1億1,176万円、下水道管理センター電気設備改築更新工事9,020万円について繰越明許費とするものであります。

なお、これら2件の工事につきましては、企業会計となる下水道事業会計に引き継ぎ実施することといたします。

以上、議案第27号の内容について説明させていただきましたので、ご承認いただけますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 27 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 28 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 31、議案第 28 号 令和 4 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました、議案第 28 号について説明させていただきます。

補正の内容といたしましては、年度末による歳入の精査並びに建設改良費の精査によるものです。

第 2 条につきましては、収益的収入及び支出における収入の水道事業収益を 556 万 1,000 円減額し、1 億 8,830 万 3,000 円とするものであります。

第 3 条の資本的収入及び支出における資本的収入については 13 万 1,000 円増額し 3 億 3,825 万 7,000 円とし、資本的支出については 326 万 8,000 円減額し 3 億 7,118 万 5,000 円とするものです。

3 ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入の部につきまして、水道事業収益、営業収益、給水収益において水道料金を 574 万 3,000 円減額し、その他営業収益で審査手数料を 16 万 3,000 円増額するものです。

また附帯事業収益では、原水料金を 1 万 9,000 円増額します。

次に資本的収入及び支出の支出の部につきましては、資本的支出、建設改良費、メ

ーター設置費で量水器更新工事が終了したことによる精査で、量水器が 266 万 3,000 円の減額、量水器更新工事が 60 万 5,000 円の減額です。

収入では、資本的収入、他会計繰入金、一般会計繰入金 13 万 1,000 円の増額です。

5 ページはキャッシュ・フロー計算書になります。

前回補正からの比較になりますが、当年度純損出が 557 万 6,000 円大きくなりましたので、中ほどの業務活動によるキャッシュ・フローは 5,862 万 7,000 円になりました。

2 の投資活動によるキャッシュ・フローは、減額が小さくなり 2 億 9,000 万 7,000 円です。

再下段の資金期末残高につきましては、前回補正より 217 万 7,000 円減少の 4 億 5,621 万 2,000 円となります。

6 ページから 8 ページは貸借対照表です。

今回の補正による主な変更は、6 ページの固定資産のうち 2 の機械及び装置で有形固定資産合計額が 22 億 2,338 万 7,000 円、8 ページの中ほど当年度純損失が 2,018 万 4,000 円となります。

条文にお戻りいただきまして、第 4 条につきましては他会計からの繰入金及び補助金につきまして建設改良費にあてるもの 13 万 1,000 円増額するものであります。

以上、議案第 28 号の内容について説明申し上げましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 28 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の決議

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（鹿中順一君） 本日はこれで延会します。

明日は午前 10 時から再開します。

ご苦労さまでした。

(午後 1 時 59 分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員